

# 市民税・県民税の申告は正しく、期限内に！

申告期間は、**2月16日(月)**から**3月16日(月)**までです。

今年もいよいよ申告の時期になりました。毎年、期限間近になると会場がたいへん混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。

★課税課 ☎ 25 1 1 2 3

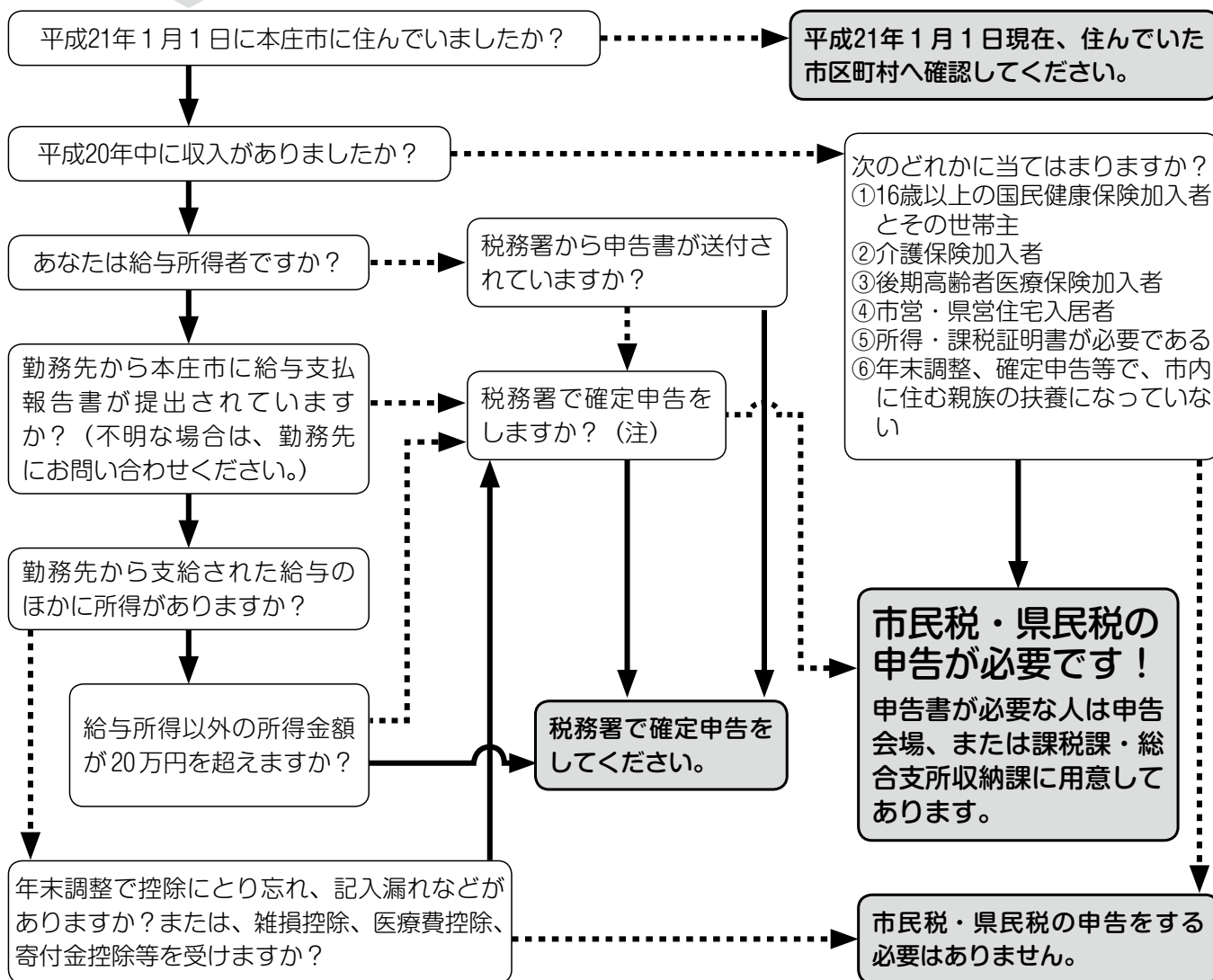


## あなたの申告は住民税申告？それとも確定申告？

フローチャートの質問に答えて、確認してみましょう！

スタート！

はい → いいえ .....▶



(注) 次に該当する人は、税務署で申告してください。

- ①国税の納付又は還付がある
- ②青色申告
- ③平成19年分以前の確定申告
- ④死亡者の確定申告
- ⑤土地・建物・株等の譲渡所得
- ⑥住宅借入金等特別控除
- ⑦山林所得
- ⑧災害減免
- ⑨外国税額控除
- ⑩外国に住んでいる人の扶養控除を受けたい
- ⑪医療費控除で領収書の返却を求める

## 申告時に必要なもの

### ① 印鑑

② 収入金額や経費が分かるもの

▼ 給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票

▼ 事業所得（営業、農業）、不動産所得のある人：収支内訳書

▼ 配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書

### ③ 各種の控除を証明できるもの

▼ 保険料控除等を受ける人：社会保険（任意継続、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等）、生命保険（一般、個人年金）、地震保険（経過措置の損害保険を含む）などの領収書又は証明書

※ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から天引きされている

▼ 障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

る場合、控除の適用は保険料支払者本人になります。（配偶者その他親族の控除には適用されません。）

▼ 医療費控除を受ける人：医療費控除内訳書及び医療機関に支払った費用の領収書等、保険金などで補てんされた金額がわかる書類

▼ 障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

## 申告相談日程

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	会場：市役所6階大会議室	会場：総合支所大会議室	
2月	16日(月)	前原・南・緑・東富田・栗崎	/	
	17日(火)	東台・住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）・傍示堂・鶴森		
	18日(水)	日の出		
	19日(木)	五十子・西五十子・東五十子・朝日町・今井		
	20日(金)	銀座・寿・けや木		
	23日(月)	四季の里・北堀・共栄全域・高関		第一金屋・長沖・高柳
	24日(火)	堀田・滝瀬・宮戸・小和瀬		第二金屋・第三金屋
	25日(水)	牧西・下仁手・上仁手・仁手・田中		塩谷・飯倉・田端
	26日(木)	沼和田・山王堂・杉山・新井・三友・都島		宮内・保木野・秋山
27日(金)	見福・四方田	本泉全域		
3月	2日(月)	中央・千代田・久々宇	風洞・東小平・西小平	
	3日(火)	若泉	長浜町・鍛冶町・上町	
	4日(水)	吉田林・上真下	下町	
	5日(木)	蛭川・下浅見・入浅見	本町	
	6日(金)	栄・下真下	仲町・新町・連雀町	
	8日(日)	市内全域（市民税・県民税申告優先）	/	
	9日(月)	本庄		
	10日(火)	小島・万年寺		
	11日(水)	柏・駅南・西富田		
	12日(木)	小島南・下野堂		
	13日(金)	市内全域		
	16日(月)	市内全域（市民税・県民税申告優先）		

※ 身体障害者手帳等を持っていない人で、介護保険の要介護2から5までの認定を受けている人は、「介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について」をご覧ください。

◎ 収支内訳書・医療費控除内訳書はあらかじめ作成しておいてください。

◎ 必要書類が不備の場合、再度ご来場いただくこともあります。

「市民税・県民税申告書」を事前に作成する場合は？

「市民税・県民税申告書」を自分で作成する人には、申告書を郵送しますので、課税課までご連絡ください。また、市ホームページからもダウンロードできます。

**申告は期限内に**

申告は3月16日(月)までにお願います。なお、期限内に申告をしない人は、平成21年度（平成20年分）所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。

※ 所得税の還付を受けるための申告書は、毎年1月から税務署に提出することができません。還付申告の人は早めに申告してください。

## 介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について



介護保険の要介護認定（要介護2～5）を受けている人は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示することで、障害者控除を受けられる場合があります。

### 対象

① 平成20年末時点で要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人

② 平成20年中に死亡した人で、その時点で要介護2から5までのいずれかの認定を受けていた人

### 申請方法

本人または代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記の窓口へ

★ 介護いきがい課 ☎ 17119、

総合支所健康福祉課 ☎ 1331（内線313）